

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 よくあるお問い合わせ

<目次>

1 時短要請の概要について

- Q 1 時短等の要請の根拠法について
- Q 2 要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。
- Q 3 昨年9月の時短要請との変更点。
- Q 4 酒類提供の終日禁止は、20時以降に営業していた店舗のみに要請するものか。
- Q 5 営業時間短縮等の要請に協力していることの確認は実施するのか

2 要請対象店舗について

- Q 6 時短要請の対象となる店舗は。
- Q 7 ショッピングモールのフードコートに出店している飲食店は要請の対象になるのか。
- Q 8 ホテルのレストランなどの施設の一部が該当する場合、施設全体として営業時間の短縮要請等に応じる必要があるか。

3 同一グループ・同一店舗について

- Q 9 同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内とは？
- Q 10 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証店では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の利用が可能になるなど、制限緩和の措置はあるのか。

4 協力金対象店舗について

- Q 11 協力金の支給要件は何ですか。
- Q 12 ホテルや旅館は協力金の対象になるか。
- Q 13 元々の営業時間が5時～20時の範囲内で、酒類の提供を禁止した場合、協力金の対象になりますか。
- Q 14 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、21時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。
- Q 15 本社は県外にあり、県内で営業している店舗は、協力金の対象となりますか。
- Q 16 大企業や 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。
- Q 17 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。
- Q 18 時短営業要請の対象となる店舗が時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。
- Q 19 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか。
- Q 20 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか。
- Q 21 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて20時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか。
- Q 22 22時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか。
- Q 23 20時を超えて営業している店舗が、20時から5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。
- Q 24 長岡市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。
- Q 25 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

- Q26 期間中に新規開店する場合も協力金の対象となるか
- Q27 20時までの時短営業とは、具体的にどのような状況のことをいいますか。
- Q28 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。
- Q29 一昨年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を22時から20時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか。
- Q30 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか。
- Q31 社員食堂は対象になりますか。
- Q32 「全ての要請期間」とはいつからいつまでか。
- Q33 虚偽申請や不正受給をした場合、どのような対応が行われるのか。

5 「にいがた安心なお店プロジェクト」について

- Q34 「にいがた安心なお店プロジェクト」認証店とはどのような認証ですか。また、どのように申請したらよいですか。

6 その他

- Q35 「業種別ガイドライン」とは何か。
- Q36 中小企業等の定義は何か。
- Q37 要請期間中の協力形態の変更について

1 時短要請の概要について

Q 1 時短等の要請の根拠法について

- A 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項（時短要請・酒類提供禁止）
第24条第9項（同一グループの同一テーブル4人以下）

Q 2 要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。

- A 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請であり、要請に応じない場合、法令違反の罰則（20万円以下の過料）、施設名の公表等を行う可能性があります。

Q 3 昨年9月の時短要請との変更点。

	R3年9月	R4年1月
対象施設	食品衛生法上の営業許可を有している以下の施設 ○接待を伴う飲食店 ○酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗* (結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む) ※宅配・テイクアウトサービスは除く
要請内容	○認証店舗 午前5時から午後9時までの短縮要請（酒類の提供は午後8時まで） ○非認証店舗 午前5時から午後8時までの短縮要請 (酒類の提供は午後7時まで)	①午前5時から午後8時までの短縮要請（酒類提供禁止） ※認証店舗は、午前5時から午後9時までの短縮要請（酒類提供は午後8時まで）も選択可能 ② 同一グループの同一テーブルの会食は4人以内

※酒類を提供していない店舗も要請の対象

Q 4 酒類提供の終日禁止は、20時以降に営業していた店舗のみに要請するものか。

- A 酒類提供の終日禁止は、全ての飲食店に原則要請するものです。
ただし、認証店舗は、21時までの時短営業（酒類の提供20時まで）を選択することができます。

通常の営業時間	非認証店舗	認証店舗（申請中含む）
5時を越えて20時までの営業	酒類提供禁止	いずれかを選択 ・酒類提供禁止 ・酒類提供
20時を越えて21時までの営業	酒類提供禁止 20時までの時短営業	いずれかを選択 ・20時までの時短営業（酒類提供禁止） ・21時までの時短営業（酒類提供20時まで）
21時を越えた営業		

Q 5 営業時間短縮等の要請に協力していることの確認は実施するのか。

A 申請書類により、営業時間短縮等の実態を確認します。

また、要請期間中は、20時以降に見回り活動を実施し、営業実態及び営業時間短縮の実態等を確認するとともに、非協力店については、店舗名の把握や営業実態の記録、要請協力の働きかけ等を実施します。

正当な理由がなく、要請に応じない場合、命令や罰則、施設名の公表等を行う可能性があります。

2 要請対象店舗について

Q 6 時短要請の対象となる店舗は。

A 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を取得している施設です。

【対象】

スナックやキャバクラ等の接待を伴う飲食店、居酒屋やファミリーレストラン、カラオケボックス、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、結婚式場、セレモニーホール、ネットカフェ、漫画喫茶、麻雀店

指定管理者（食品衛生法の営業許可を取得している場合）、フードコートに出店している飲食店

【対象外】

宅配専門店、テイクアウト専門店、コンビニやスーパー等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設

Q 7 ショッピングモールのフードコートに出店している飲食店は要請の対象になるのか。

A フードコートに出店している飲食店も要請の対象になります。なお、協力金においては、フードコートの飲食スペース全体の時間短縮が困難な場合でも、協力いただいた店舗は対象となりますが、可能な限り飲食スペース全体が時間短縮要請等に協力いただけるよう働きかけをお願いします。

Q 8 ホテルのレストランなどの施設の一部が該当する場合、施設全体として営業時間の短縮要請等に応じる必要があるか。

A レストランなどの飲食を提供するエリアのみが対象です。

3 同一グループ・同一テーブルについて

Q 9 同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内とは？

A 5人以上のグループが店舗を利用することは可能ですが、同一テーブルでの利用は4人以内とし、異なるテーブル間での交流が生じないようにしてください。

※【例示】

- ・10人の場合、3テーブル（4人・3人・3人）に分かれて、テーブルを離すことが必要
- ・家族の場合も同様

Q10 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証店では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の利用が可能になるなど、制限緩和の措置はあるのか。

A この度の要請では、飲食店等に対し、ワクチン・検査パッケージ制度等による制限の緩和は適用しません。このため、「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証店・認証店以外ともに、同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内とする必要があります。

4 協力金対象店舗について

Q11 協力金の支給要件は何ですか。

- A 要請の対象となる施設（Q5参照）で以下の支給要件に該当すること
- ・要請対象となる施設を営む法人又は個人事業主で、令和4年1月20日以前から営業し、申請時点において営業を継続していること
 - ・要請期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が上記要請に全面的に協力すること
※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日（月）0時までに協力を開始
 （その際は、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます）
※従前より、5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は支給対象外
 - ・業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること
 - ・営業時間短縮又は休業について、店頭ポスター、チラシ、HPなどで周知すること。
※申請に際しての必要書類
 - ・「屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施が分かる店舗の外観・内観の写真」
 - ・「営業時間短縮又は休業に関して告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど」

Q12 ホテルや旅館は協力金の対象になるか。

- A ホテルや旅館が食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宴会場等において宿泊客以外を対象として、従前、午後8時から午前5時の間に営業していれば対象となります。（宿泊客のみを対象に宿泊の一環として提供される飲食、ルームサービスは対象外です。）
 当該施設において、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊営業を行っても支給対象となります。

Q13 元々の営業時間が5時～20時の範囲内で、酒類の提供を禁止した場合、協力金の対象になりますか。

- A 営業時間の短縮をしていないので、協力金の対象とはなりません。

【協力金の対象となる時短営業】

通常の営業時間	認証店以外	認証店（申請中含む）
20時を越えて21時までの営業	20時までの時短営業（酒類提供禁止）	20時までの時短営業（酒類提供禁止）
21時を越えた営業		いずれかを選択 ①20時までの時短営業（酒類提供禁止） ②21時までの時短営業（酒類提供20時まで）

※従来19時までの営業時間を18時までに短縮した場合も協力金の対象外

Q14 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、21時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 申請中の場合も、5時から21時まで(酒類の提供は20時まで)の時間短縮営業で対象となります。なお、要請期間の途中から申請をした場合は、その日から認証店(申請中)として扱います。

Q15 本社は県外にあり、県内で営業している店舗は、協力金の対象となりますか。

A 長岡市内に対象施設(店舗)を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象となります。

Q16 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

A 要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q17 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。

A 全期間時短営業を実施いただけない場合は対象となりません。時短要請の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)0時までに協力を開始すれば協力金の対象となります。その際、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます。

Q18 時短営業要請の対象となる店舗が時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

A 対象となります。

Q19 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響以後に、短期的、一時的に休業していた場合は対象となります。従前の営業時間、休業時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいた上で支給を決定します。

Q20 要請期間前(又は期間中)に廃業しました。協力金の対象となりますか。

A 要請に応じた営業時間の短縮と言えないため、対象外です。

Q21 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて20時以降営業している(または、完全予約制で営業している)場合は、協力金の対象となりますか。

A 実態として20時から5時までの間、営業している場合は対象となりますが、申請の際、営業していたことがわかるものが必要となります。

Q22 22時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか。

A 営業時間が短縮されていないため対象外です。

Q23 20時を超えて営業している店舗が、20時から5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみ切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

A 時短要請の対象となる店舗で、20時から5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

Q24 長岡市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

A 長岡市内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力いただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請にあたっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

Q25 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 令和4年1月20日以前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、20時から5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。なお、1月20日以前の営業実態を確認するため、開業届の写し等の提出が必要となります。

Q26 期間中に新規開店する場合も協力金の対象となるか。

A 対象外です。1月20日（木）以前に、開業している必要があります。
※準備期間中（1月21日（金）～1月23日（日））に新規開店した場合も対象外となります。

Q27 20時までの時短営業とは、具体的にどのような状況のことをいいますか。

A 20時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。

Q28 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

A 令和4年1月21日（金）0時から令和4年2月13日（日）24時までの間、毎日、5時から20時までの範囲で営業を行って（酒類提供なし）いただければ対象となります。従前21時を超えて営業していた認証店においては、21時まで営業（20時までの酒類提供）することもできます。

Q29 一昨年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を22時から20時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響以後に営業時間を早めた場合は対象になります。変更前の営業時間、変更時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいた上で支給を決定します。

Q30 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか。

A 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても協力金を減額することはありません。

Q31 社員食堂は対象になりますか。

A 特定の利用者のみ利用に供する施設(社員食堂、福祉施設の食堂)は協力金の対象となりません。ただし、社員以外の一般の利用も可能としている場合で、支給要件を満たせば協力金の対象となります。

Q32 「全ての要請期間」とはいつからいつまでか。

A 令和4年1月21日(金)の0時から、令和4年2月13日(日)24時までの期間(全24日間)です。
※遅くとも、令和4年1月24日(月)0時まで開始しなければ支給対象になりません。

Q33 虚偽申請や不正受給をした場合、どのような対応が行われるのか。

A 協力金の交付後、要件を満たさない事実や虚偽、不正が発覚した場合は、申請者に対し交付済みの協力金の全額返還を求めます。

5 「にいがた安心なお店プロジェクト」について

Q34 「にいがた安心なお店プロジェクト」認証店とはどのような認証ですか。また、どのように申請したらよいですか。

A 新潟県が定めた認証基準に沿って感染対策を講じていただき、調査員の現地確認を経て認証する制度です。申請方法など詳しくは事務局にお問い合わせください。

■にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局

電話番号：025-288-6681

受付時間：土日祝日・年末年始を除く、平日10時～17時

6 その他

Q35 「業種別ガイドライン」とは何か。

A 遵守すべき基本的な感染防止対策を示しているもので、具体的には以下とおりです。

各業界団体が専門家の知見を踏まえて策定した、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインです。内閣官房のウェブサイトに一覧が掲載されていますので、該当する業種のガイドラインを確認してください。

参考 URL (外部サイト) : <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

Q36 中小企業等の定義は何か。

A 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等(人格なき社団等を含む。)で、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人です。

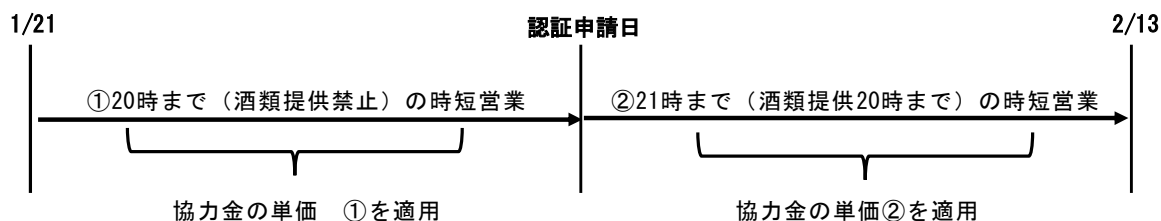
具体的には、飲食業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人です。

Q37 要請期間中の協力形態の変更について

A 原則として、時短要請開始の際に決定した協力形態(単価)が、時短要請終了時点まで適用されます。ただし、非認証店が、要請期間中に認証申請をした場合のみ、協力形態(単価)の適用についての変更を認めます。

なお、認証店が要請期間中に、協力形態(単価)を変更した場合は、全ての期間において、②の単価を一律適用します。

【非認証店が認証を取得した場合】



【認証店が期間の途中で協力形態を変更した場合】

